

総 務 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 1 2 月 2 日（水）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成 2 1 年 1 2 月 2 日		開 会	午前 9 時 3 0 分
		閉 会	午前 1 0 時 5 8 分
出席者	委員	東 條 恵美子 大 槻 和 弘 ○阿 部 善 博 江 成 直 士 菅 原 康 行 久保田 隼 夫 岸 浪 孝 志 △藤 井 克 彦 角 尾 彰 央 小 林 一 郎 久保田 義 則	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		坂井副市長 山口副市長 長沢企画財政局長 八木総務局長 白井市民局長 川島消防局長 野村政令指定都市担当部長 原財務部長 白井市民活力推進部長 阿部防災安全部長 古井政令指定都市推進課長 大房財務課長 佐藤管財課長 角田公共建築課長 隠田総務課長 大貫職員課長 阿部同課担当課長 高橋市民総務室長 片野市民協働推進課長 笠原文化国際課長 鈴木戸籍住民課長 坂本同課担当課長 奈良田消費生活課長 齋藤津久井市民課長 矢口城山町地域自治区事務所長 柳川津久井町地域自治区事務所長 設楽防災支援課長 関田同課課長代理 大貫交通・地域安全課長 森道路管理課長 谷岡同課担当課長 小山下水道管理課長 山崎南土木事務所長 高橋同所担当課長 大谷副消防局長 湯舟消防総務課長 兒玉指令課長	
事務局職員		佐藤議事調査課長 小宮同課議事班主幹 竹下同課同班主査 坪井同課調査班主査	

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 1 5 2 号 神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更について 議案第 1 5 3 号 相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について 議案第 1 5 4 号 町の区域の変更について 議案第 1 5 5 号 住居表示の市街地区域について 議案第 1 6 0 号 全国自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議について 議案第 1 6 1 号 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議について 議案第 1 6 2 号 当せん金付証票の発売限度額について 議案第 1 6 4 号 相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議について 議案第 1 6 9 号 損害賠償額の決定について 議案第 1 6 5 号 平成 2 1 年度相模原市一般会計補正予算（第 7 号・所管部分） 請願第 2 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて
傍 聴 者	なし
署 名	委 員 長 阿 部 善 博 副委員長 藤 井 克 彦

午前 9 時 3 0 分 開会

○阿部委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は 1 1 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議案第 1 5 2 号 神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更について

議案第 1 5 3 号 相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について

議案第 1 5 4 号 町の区域の変更について

議案第 1 5 5 号 住居表示の市街地区域について

○阿部委員長 議案第 1 5 2 号神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更について、議案第 1 5 3 号相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について、議案第 1 5 4 号町の区域の変更について、議案第 1 5 5 号住居表示の市街地区域について、以上 4 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木総務局長 議案第 1 5 2 号神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更について、議案第 1 5 3 号相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について、議案第 1 5 4 号町の区域の変更について及び議案第 1 5 5 号住居表示の市街地区域についてについては、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○阿部委員長 これより質疑を行う。

○久保田（義）委員 先般、新聞の記事を見たら、この事業は平成 7 年から、町田市と大和市と相模原市で境界の見直しの基本方針を決めて、以後、既に 1 0 年たつが、進めてきた。聞くところによると、第 1 期が平成 1 1 年ごろ、今回は第 4 期ということだが、第 4 期目の事業は、境橋か

ら宮前橋までの区間について、行政境界の変更を行うとのことだが、今回の区間において、飛び地が解消できなかった箇所が何か所あるのか。また、解消できなかった理由は何か。

○**隠田総務課長** 飛び地が解消できなかった区域だが、第4期目の事業区間には3カ所ある。理由は、地権者が多く、全員の同意がとれなかったこと、土地区画整理事業地内で、事業の進捗状況等の関係で見送りをしたことである。

○**久保田（義）委員** 一つのエリアというか、地域によって、1人でも反対者があった場合、この事業は進まないということか。

○**隠田総務課長** 当初、大和市と町田市と相模原市と都県も含めて基本的な方針を立てている中で、飛び地を解消するに当たっては、地権者全員の同意をとることと決めているので、地権者全員の同意がない部分は、飛び地の解消ができない。

○**久保田（義）委員** 解消できない土地は、今後どういう対応をしていくのか。

○**隠田総務課長** 引き続き、地権者の意向等を伺う中で、境界変更が可能と判断された部分は、次回以降の取り組みの中で飛び地の解消を図っていきたい。

○**久保田（義）委員** 新聞では、今回、町田市へ6,300平方メートル、10世帯、24人が町田市民になったということで、どちらかというと、県民から都民になるのは喜ぶだろうが、都民から県民になるのは結構抵抗があるのかなという思いの中、面積も住民も町田市側へ移る方が多いという思いを持っている。いずれにしても4期まで進めてきたが、変更について、今後、順次、さらに上流部分に向けて実施していくと思う。上流部分の県による河川改修はおくれているところも聞いているが、現状、整備状況はどうなっているのか。

○**隠田総務課長** 境川の整備状況だが、上流部分のうち、次の第5期区間に当たる淵野辺本町1丁目の共和橋付近から上矢部1丁目の高橋までの区間は、県の河川整備がまだ完了していない状況になっている。

○**久保田（義）委員** 整備が完了されていないと言うが、私はほとんど毎朝、境川の橋を10個ぐらい往復している。上矢部の高橋から東橋本

の小山橋までは整備が終わっているような感じを受けるが、その点はどうなのか。

○**隠田総務課長** 上矢部1丁目の高橋より上流は県の整備が完了している。間の部分がまだ暫定整備の段階という状況である。

○**久保田（義）委員** 今度、行政区域が違うということは大変なことだが、特に町田市側の残地は、公園をつくったり、完全に整備できている。ところが、神奈川県側は全く荒廃地になっていて、整備がなされていない。県はどのような考え方を持っているのかわからないか。

○**隠田総務課長** 境川は、根岸橋より下流部分が東京都、上流部分が県の管理になっている。根岸橋上流部分は、都の管理地と比べて、整備が進んでいない、あるいは維持管理が十分でない状況と承知している。県に確認しているが、予算等の関係で、なかなか整備が進まないということを伺っている。

○**久保田（義）委員** この事業は、恐らく町田市と相模原市の職員が携わっていると思うが、何人ぐらいか。

○**隠田総務課長** 行政界変更事業は、相模原市の担当職員が大体3名、これは他の業務と合わせて、業務の一部としてやっているの、実人数としては、もうちょっと少なくなると思う。町田市側は2名の職員が担当しているが、そのうち1名は行政境界専門に当たっている。

○**久保田（義）委員** 私はほとんど毎朝、河川敷をずっと往復しているが、箇所によっては、1世帯ぐらいしか住んでいないところもあるし、さまざまだが、可能性のあるようなところが結構あるのではないかと思う。いずれにしても、根気よくやらない限り、なかなか応じてもらえないと思うが、そうかといって、合意が得られなかった場合はやむを得ないということでは大変なことになるから、これからも引き続き、第5期、第6期になるかわからないが、積極的に進めてもらいたい。

○**阿部委員長** 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）
委員長を交代する。

〔阿部委員長、副委員長と交代〕

○**藤井副委員長** 阿部委員。

○**阿部委員** 事務的な手続とか進め方はわかったが、もう少し突っ込

んだところで伺う。

私も、ここに住んでいる方々で、よく知っている方も何人かいるが、進め方とかで飛び地、飛び地と言われて、憶測で物は言えないが、何となく被害者意識ではないが、心理的にかなり複雑な気持ちを持っていると私自身は感じている。そういうところも踏まえて、この地域の方々、ほかの地域もたくさんいると思うが、該当対象者に、町田市とどのような説明を行っているのか。

○隠田総務課長 地域の皆様への説明だが、基本的には町田市の職員と連携して、地権者との交渉も、なるべく同席する中で進めている。地権者には、遠方の方を除き、基本的には直接訪問して、両市の制度の違い等を説明している。しかしながら、一度、反対した区域にたびたび伺うと、かえって迷惑と言う方もいるので、自治会長と連絡等を取り合いながら、推進できるかどうか見きわめた中で、個別のお宅へ説明に行っている。

○阿部委員 その説明のときに、皆さん、学区とか、ごみの集め方をどうするのかとか、防災時はどうなるのかとか、非常に関心を持っているようだが、そういう具体的な説明の内容と、この事業を行うことによって、町田市、相模原市のメリット、わかりやすさ、利点はわかるが、ここに住んでいる方々にはどういうメリットがあるのか、その認識について伺う。

○隠田総務課長 説明に行く際に、全部とは言えないが、町田市と相模原市の制度の違い等をまとめた資料を持って行っている。例えば、学校については、お子さんの状況に非常にかかわりがあるので、境界変更しても、希望があれば従来の学校へ通えること、未就学のお子さんがいる場合で、お兄さん、お姉さんが小学校へ通っている場合には同じ学校へ行けるように配慮をすること、高校受験の際に、仮に町田の学校へ行った中学生のお子さんは、都立も県立も受けられるようにすることを市側で教育委員会等と調整をとっている。メリットは、橋のそばまで行かなければごみが出せなかったものが、より近くなるとか、特に行政界が民地の中をまたがっている場合は、登記とか固定資産税の支払いとかが両市から来るが、行政境界の変更によって、一つにまとまる。学校についても、選択はできるが、近くの学校へ通える場合があるなどのメリットがあると考えている。

○阿部委員 そのの方々を中心に、旧河川敷がいまだに残っていて、

雨が降ったら、そこに水を逃がしているわけだが、一方で、下水等も川のちょうど一番低いところになるので、なかなか難しさがあって、そういうところに流しているところも一部残っているという話もよく聞くが、そういうところの対応と、旧河川敷を集約して有効活用してほしいという声もよく聞くが、町田市と相模原市の認識があったら伺う。

○山崎南土木事務所長 飛び地の雨水の関係だが、相模原市及び町田市の同様な箇所がある。その箇所は、付近の皆様不便をかけているので、町田市及び私も管理者がともに協議をして、最善を尽くしていきたい。現に、そのような場所についても、協議を通じて行っていきたいと思っている。

○阿部委員 今まで住んでいた方に対しては、事務的な手続を進めるということだったが、新たに家が建った場合、それぞれ住む方が選択するということで、10軒のうち、隣は町田だが、うちは相模原とか、かなり入り組んだ形が発生していると思う。そういう人たちに対する説明とか、今後どうしていくのかという認識を伺う。

○隠田総務課長 飛び地部分に新たに住む方は、基本的に選択できるという制度にはなっていない。ただし、民地が自宅の中を通っているような場合に、例外的に選択することがある。この部分については、下流部分の何軒かと承知している。ここは境界変更に反対している方が少ない状況なので、継続的に当たって、飛び地の解消ができるよう努めていきたい。

○阿部委員 この議案が出てきている箇所は、私は消防団で巡回するときなど、ちょうど受け持ちの範囲になっているので、年末とか、特別警戒のときとか、意図的にこの地域に行くようにしたり、当該の中和田自治会は青パトを回している。住んでいる方が気づいているかどうかはわからないが、むしろ意識的にそういう対応をしているところもあるので、町田市、相模原市、どちらに移動することがあっても、ぜひ、現状を伝えて引き継いでもらいたい。当該地域の自治会は幾つかあるが、こういうことを知らないと、いつのまにか町田になっていたという話があって、商店街とかでいろいろ情報交換とかしているようだが、ぜひ、周知も一緒にやってほしい。また、該当地域がまだたくさんあるということで、住んでいる方が心理的に非常に複雑な気持ちを抱いているので、その辺、町田市とうま

く、どちらに行ったからどうなったとかということではなくて、一番いい形でフォローしてもらえるように要望する。

○藤井副委員長 委員長を交代する。

〔阿部委員、委員長に復帰〕

○阿部委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第１５２号神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市との境界変更については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成総員。

よって、議案第１５２号は可決すべきものであると決した。

議案第１５３号相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成総員。

よって、議案第１５３号は可決すべきものであると決した。

議案第１５４号町の区域の変更については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成総員。

よって、議案第１５４号は可決すべきものであると決した。

議案第１５５号住居表示の市街地区域については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成総員。

よって、議案第１５５号は可決すべきものであると決した。

議案第 1 6 0 号 全国自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議
について

議案第 1 6 1 号 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への加入
に関する協議について

議案第 1 6 2 号 当せん金付証票の発売限度額について

○阿部委員長 議案第 1 6 0 号全国自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議について、議案第 1 6 1 号関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議について、議案第 1 6 2 号当せん金付証票の発売限度額について、以上 3 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画財政局長 議案第 1 6 0 号全国自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議、議案第 1 6 1 号関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議及び議案第 1 6 2 号当せん金付証票の発売限度額については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○阿部委員長 これより質疑を行う。

○角尾委員 1 6 2 号で、1 2 億円の収入を見込めるとのことだが、信憑性はどのくらい高いのか。

○大房財務課長 宝くじの販売収益金は売り上げに応じて配分されるので、売り上げがふえれば収益金もふえるし、減れば収益金は減るという関係になっている。ただ、宝くじというのは、景気が悪くなっても、そんなに売り上げは落ちない。むしろ、景気が悪くなると売り上げも上がるという話も聞いているので、比較的、安定的な収入が見込めると思っている。来年度は大体 1 2 億円ぐらい入ってくるだろうと見込んでいるが、もしかしたら、それを上回る可能性もあるのではないかと考えている。来年度、本市分として、大体 3 3 億円ぐらい宝くじを想定しているが、4 0 %が収益金になり、計算すると 1 3 億ぐらいになる。今 1 2 億と言っているのは比較的かために見た数字なので、若干上回る可能性もあると考えている。

○角尾委員 収入源としての見込みが高いことはわかったが、その 1 2 億円の収入を高め、向上させる方法はあるか。また、採算ベースを考慮

していかなければならないという難しさもあると思うが、市の努力によって収入が上がるような可能性はあるか。

○大房財務課長 収益金をふやすためには、宝くじの売り上げをふやすこと、県と横浜、川崎、相模原の配分率に影響してくるので、特に市内での売り上げを上げることが必要になってくる。そのためには、広報紙とか、ホームページとか、いろいろな手段を使って、市民に、なるべく市内で宝くじを買ってくださいとお願いすることが必要だと思っている。

それから、来年度、ジャンボくじを発売するタイミングに合わせて、宝くじ協会の幸運の女神というキャンペーンガールを呼んで、市長表敬をやってもらおうという計画をしている。これをマスコミ等に記事提供することによって、宝くじそのものを市民にアピールできると考えている。

それから、市内の売り上げをふやすためには売り場をふやすことも一つの方法と考えて、せんだって、みずほ銀行に内々に話を伺ったが、数字選択式の宝くじ、ナンバーズとかロト6を発売したときに、大分、全国的に数をふやしたらしく、今ふやすことについては、どちらかというと消極的な口ぶりだったが、可能性がないわけではないと思うので、なるべくそういう働きかけもしていきたい。

それから、岐阜県の県庁の中にはコンビニがあり、そこで宝くじを売っているという話も聞いているので、公共施設等、人の集まるところで、市民の利便性も高まると考えるので、そういうところに場所を貸して売り場をやる可能性はあると思っており、そういった面の検討も考えている。

○角尾委員 まだ始まっていないのに、将来のことまで聞いたが、しかし、この不景気な中で、新たなる収入源ができることは非常にありがたいことで、今、市の努力によって上がる可能性もあると聞いて、大変期待するところなので、頑張ってもらいたい。

○久保田（隼）委員 相模原市独自の宝くじは販売できるのか。

○大房財務課長 宝くじの発売に関して、法的には単独というものは認められているが、実際のところ、総務省の自治財政局長から通知が出ており、宝くじ運営方針が示されている。基本的には、協議会をつくって、それに加入することによって共同で発行しなさいということである。これまで単独で発売した事例を調べてみたが、阪神・淡路大震災とか、中越沖

地震とか、震災の復興事業に充てるということで、例えば兵庫県とか新潟県が特別に認められたが、それ以外の場合、単独で発売するものには、総務省の許可がなかなかおらないと考えている。

○久保田（隼）委員 この協議会に入らなければ、配当金はもらえないのか。

○大房財務課長 宝くじ運営方針の中で、共同して発行しなさい、共同して発行する場合には、地方自治法上の協議会の中でやりなさいという通知が出ているので、この協議会に加入することが必要になる。

○久保田（隼）委員 販売所だが、相模原市内では何カ所ぐらいあるのか。

○大房財務課長 現在３８カ所である。

○久保田（隼）委員 新たに販売したいという要望があった場合に、どのような手続が必要なのか。

○大房財務課長 宝くじの販売は、専門業者がやっているケースが多い。あとは、たばこ屋とか酒屋でやっているが、受託金融機関であるみずほ銀行に申請して、再委託承認基準というのがあり、その基準に合致しているかという審査がされて、こういう人であれば任せられるということであれば、その結果が相模原市なりに連絡が来るという流れになる。

○久保田（隼）委員 先ほど、役所のコンビニで販売しているという話があったが、相模原市の場合、役所の中で販売する予定とか計画はあるのか。

○大房財務課長 具体的に相模原市でそれを取り入れるかどうかは、まだいろいろな部分で検討しなければいけないと思うので、方針としては出していないが、他県にはそういう事例があるということと言った。

○久保田（隼）委員 販売限度額を４５億円とした根拠について伺う。

○大房財務課長 ４５億円の発売限度額は、文字どおり本市分として発売できる宝くじの上限額だが、各団体がそれぞれ議会の議決を経て、協議会に提出する。４５億円と出した算出方法だが、今回、本市は２つの協議会に加入するが、一つが全国自治宝くじ協議会、こちらは来年度、全体で７，６３２億円の発売計画がある。それから、もう一つの関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会が、来年度５２６億円という発売計画がある。

この全体の発売計画に対して、神奈川県域全体のシェアが決まっている。そのシェアをもとに、相模原市の過去の実績をベースにして調整がついた配分率6%を掛けて計算すると、大体34億円ぐらいになる。幾つも発売する宝くじの中には、ジャンボくじみたいに限度額を超えて発売することが認められているものが幾つかある。他市の事例を見ると、例えば東京都だと30%、浜松だと33%ぐらい上乗せして限度額を定めているので、今回そういった上乗せ分を加味して、45億円とした。

○阿部委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第160号全国自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成多数。

よって、議案第160号は可決すべきものであると決した。

議案第161号関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への加入に関する協議については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成多数。

よって、議案第161号は可決すべきものであると決した。

議案第162号当せん金付証票の発売限度額については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成多数。

よって、議案第162号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第164号 相模原市と町田市との間における証明書の交付等

の事務委託に関する協議について

○阿部委員長 議案第164号相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○白井市民局長 議案第164号相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○阿部委員長 これより質疑を行う。

○江成委員 事務委託によって、証明書等の申請、交付の利便性が高まるので、市民も大変喜ぶと思うが、この種の町田市あるいは近隣市との連携によるサービス向上について、ほかに検討している例はあるのか。

○長沢企画財政局長 町田市あるいは周辺市町村との連携の検討だが、例えば町田だと、例の大学地域コンソーシアムの関係がまず一つある。それから、小田急多摩線延伸検討会ということで、多摩線延伸に向けて両市が連携して共同調査をやるとか、共同活動を行っている。それから、先日の横浜Y150開国博のときには、町田、八王子と連携して絹の道都市間連携研究会をつくり、研究を継続している。ほかの市は、特に小田急多摩線については、愛川町とか厚木等とも連携がある。今のところ、特別この問題でというのではないが、今後、政令市移行を契機に、さらに連携の輪を広げていきたいと考えている。

○江成委員 広域交流拠点という意味合いを具体化する一つの方策というか、ルートになるのではないかと考える。すぐにあれができる、これができるということではないかもしれないが、市民の利便性あるいは地域の発展という視点で、積極的に取り組んでもらいたい。

小田急沿線、例えば相模大野にロビーシティの展示場があるが、これが利用希望が大変多くて、なかなかおさまり切らない。小田急沿線で町田の公共的なギャラリー等も、両市民がうまく連携して使えるといいという声を聞くが、これらについての見解というか、今後の見通しについて伺いたい。

○白井市民活力推進部長 現在のところ、町田あるいは相模原を連携

した形での文化交流というものは、正直言って、具体的な話はない。ただ、相模大野の再開発に絡めた文化的な展開などもコンソーシアム等を通じてあるかと思うので、今後の話として、できるだけ広域的な文化交流も必要だろうと思う。座間市等では、たしか市民大学で一緒に連携していた例があるかと思う。そういったことも含めて、文化、教育、芸術の観点で、今後できるだけ広域的な交流を考えていきたいと思っている。

○江成委員 市民の文化サークル活動自体が、町田市民、相模原市民が一緒になってという例も相当あるようである。町田だけに限るわけではないが、そういう意味で、先ほど境川の行政界のことが話題になったが、文化に行政の境を必要以上につけることはないと思うので、ぜひ、さまざまな機会を通して、積極的に検討してもらいたい。

○久保田（義）委員 証明書の交付だが、相模原市の場合、第2、第4土曜日が開庁しているが、町田市も相模原市も引き続き土曜日も利用できるのか。

○鈴木戸籍住民課長 このサービスは、申請書と証明書について、ファクスで相互にやりとりすることを検討している。相模原市は第2、第4土曜日に開庁しているが、町田市の休日開庁は、第2、第4日曜日となっている。やっているのが町田の駅前連絡所ということで、当面は、実施はしないことになっている。利用する場合には、双方の窓口が開設している平日の8時半から5時と考えている。

○小林（一）委員 証明書交付の利用はどれぐらいを想定しているのか。

○鈴木戸籍住民課長 先行市の実績とか人口規模を考えて、当面、最初の年なので、双方で500件ずつ、合わせて1,000件程度ではないかということで承知している。

○阿部委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第１６４号相模原市と町田市との間における証明書の交付等の事務委託に関する協議については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成総員。

よって、議案第１６４号は可決すべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

議案第１６９号 損害賠償額の決定について

○阿部委員長 議案第１６９号損害賠償額の決定についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画財政局長 議案第１６９号損害賠償額の決定については、本会議で説明しているとおりで、特に補足することはないが、公用車による交通事故防止については、安全運転研修会、安全運転実技研修、全庁挙げての職場単位による交通事故防止の取り組み等により、年々、事故件数は減少傾向となっている。今後とも交通事故ゼロを目標として、より一層の交通事故防止の取り組みを行っていく所存である。

○阿部委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第１６９号損害賠償額の決定については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成総員。

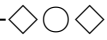
よって、議案第１６９号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前１０時１７分 休憩

午前 10 時 30 分 開議

○阿部委員長 再開する。



議案第 165 号 平成 21 年度相模原市一般会計補正予算（第 7 号・所管部分）

○阿部委員長 議案第 165 号平成 21 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔原財務部長、八木総務局長、白井市民活力推進部長、野村政令指定都市担当部長、阿部防災安全部長、川島消防局長説明〕

○阿部委員長 これより質疑を行う。

○大槻委員 防災対策費の全国瞬時警報システム事業ということで、財源が国庫補助全額になっているが、これは国の施策で、全国一律整備と考えていいのか。

○設楽防災支援課長 今年度の国の緊急経済対策の中で、全国一斉に、全額国費で整備する。なお、本市は 19 年度からの整備の中で既に機器は導入しているが、これらについては、現在、国で機器を開発して、その後、それらを導入することになる。

○大槻委員 これまでも緊急地震速報とか、さまざま情報伝達手段があるが、その辺との関係、本市の持っている同報無線のひばり放送のシステムの変更とか改修は必要なのか。

○設楽防災支援課長 情報としては、気象庁所管の大規模地震とか火山情報、内閣官房所管の有事関連情報、ミサイル情報とか航空攻撃といったものがあるが、これらを消防庁が一元的に集約する。これをスーパーバード B2 という衛星回線を使って、国が自動的に市町村、いわゆる本市のひばり放送を起動することとなる。機器については、現在の機器を国で性能アップを図っている。この内容だが、従来の機器は登録された音声そのまま流す方式で、国が現在、音声を直前に書きかえる、あるいは合成する方式を開発しており、当然、その開発ができれば、本市においても現在

の機器をそれに見合うような形で改修を行う。その部分が今回の補正予算の金額で、これを全額国費でやりたいというものである。

○大槻委員 国からの災害情報、さまざまな情報が一元的に入ってくる、大変なメリットと思うので、ぜひ願います。

関連して、同報無線、ひばり放送の難聴地域の整備については、これまでも何回か要望にこたえてもらって、整備が進んでいると思う。ただ、地域の中では、まだ、聞こえづらいとか、聞こえないという話がある。そのことで質問したら、平時は迷惑なこともあるのでボリュームを下げているという話を聞いたことがある。その辺の真偽と、実際、災害時とか緊急時にボリュームを上げて聞こえるのかどうか、試験的なことをやっているのか。

○設楽防災支援課長 同報無線については、整備の段階で、それぞれ伝搬調査を実施して、最大の音によって調査している。具体的には、夜8時から翌朝8時までには小、夕方7時から夜8時までには中、それ以外は大ということで、当然、緊急放送の場合は、すべて音声を最大で流す。難聴地域についてだが、現在、建てかえを行っているので、その中で解消に努めて、増設等を図っている。

○大槻委員 昼間の時間帯は最大のボリュームで流しているということだが、それでも聞こえない、聞こえづらいという話があることについては、今後ぜひともその辺の状況を把握して、対応を図ってもらえるか。

○設楽防災支援課長 朝8時から夕方5時までには、一番大きな大という形で流している。市民から、聞こえづらい、あるいは大き過ぎるという問い合わせをそれぞれ週に何回かもらっていて、そのたびに現地調査、デシベルをはかって、スピーカーの向き、あるいは若干の音量調整が可能なので、それで対応を図っている。

○阿部委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 1 6 5 号平成 2 1 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成多数。

よって、議案第 1 6 5 号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

請願第 2 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについて

○阿部委員長 請願第 2 号改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについてを議題とする。

これより質疑を行う。

○久保田（義）委員 これは全会派の代表が名を連ねて紹介議員になっているが、言うまでもなく、この請願は、国会と政府に早期完全施行を求める意見書を出してくれということだが、公の金融機関から借り入れすることは、条件とか手続的にも非常に厳しい面があって、どちらかというとなら貸金業の方が手続的にも借りやすいということで、請願の理由として、消費者金融から 3 社以上の借り入れ利用者が 3 0 0 万人、2 0 0 万人以上が 3 カ月以上にわたって返済が滞っているということが書かれている。いずれにしても、裏面の一番下の方に、願意としては、改正貸金業法を早期に完全実施、施行すること、それから、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保できるよう、相談窓口の拡充を支援する、これは国に対して言っていることだから、当然だと思う。それから、個人及び中小事業者向けセーフティネット貸し付けをさらに充実させること、零細企業または個人で困っている人たちが、なかなか返済が不可能なために、自殺とか、ここに書いてあるとおり、取り立てが厳しくて追い込まれているケースがあることは十分知っているし、多重債務を苦にして夜逃げをした人とか、貸金業に携わっている営業マンは人がよかったら勤まるわけがないが、非常に取り立てが厳しい。それは当たり前のことだが、どうしても借りやすいから、そういうところから借り入れて、聞くところによると、パチンコなんかをやって借り入れているとか、いろ

いろなことを言うが、いずれにしてもこれは重要なことで、（４）のヤミ金融を徹底的に摘発することとか、そういった願い事があるわけで、当然ながら、この願意に沿って、できるだけ国に要望することは望ましいだろうということで、私もこの関係は余り説明を受けたことがないし、依頼を受けた人にも聞いても、いや、私もわからないと。これは請願に書いてあるとおりで、請願の要旨にしても、請願理由にしても、願意にしても、すべて、国に意見書を出してほしいということだから、ぜひ満場一致で了解してもらいたい。

○阿部委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

請願第２号改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについては、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○阿部委員長 賛成総員。

よって、請願第２号は採択すべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 異議ないので、一任願う。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午前１０時５８分 閉会